

日本産業規格

令和5年10月25日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。なお、下記の日本産業規格（まえがきを除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

令和5年10月25日

厚生労働大臣 武見 敬三

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

持続的血液ろ（濾）過器のインビトロ（i n v i t r o）血栓性試験方法	T 0 4 0 4
医用電気機器－第2－21部：乳幼児用放射式加温器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2 －21
脳波計	T 1 2 0 3
滅菌済み輸液セット－第4部：自然落下式単回使用滅菌済み輸液セット	T 3 2 1 1－4
滅菌済み輸液セット－第5部：単回使用滅菌済み定量筒輸液セット	T 3 2 1 1－5
滅菌済み輸液セット－第8部：ポンプ用単回使用滅菌済み輸液セット	T 3 2 1 1－8
滅菌済み輸液セット－第9部：単回使用滅菌済みチューブ	T 3 2 1 1－9
滅菌済み輸液セット－第10部：単回使用滅菌済み輸液チューブの附属品	T 3 2 1 1－1 0
滅菌済み輸液セット－第11部：単回使用滅菌済み輸液フィルタ	T 3 2 1 1－1 1
滅菌済み輸液セット－第12部：単回使用滅菌済み逆止弁	T 3 2 1 1－1 2
滅菌済み輸血セット－第4部：自然落下式単回使用滅菌済み輸血セット	T 3 2 1 2－4
滅菌済み輸血セット－第5部：ポンプ用単回使用滅菌済み輸血セット	T 3 2 1 2－5
栄養用チューブ及びカテーテル	T 3 2 1 3
経腸栄養延長チューブ	T 3 2 6 4
胆すい（膵）管用ステント及びドレナージカテーテル	T 3 2 6 9
長期使用尿管用チューブステント	T 3 2 7 0
造影剤注入用針	T 3 3 0 5
歯科－歯科用ユニット給水管路内バイオフィーム処理の試験方法	T 5 1 1 1
歯科用歯内療法器具－第1部：一般的要求事項及び	T 5 2 2 1－1

## 試験方法

歯科用歯内療法器具－第3部：コンパクト（プラグ及びスプレッド）	T 5 2 2 1－3
歯科用歯内療法器具－第4部：補助器具	T 5 2 2 1－4
歯科用歯内療法器具－第5部：形成器具及び清掃器具	T 5 2 2 1－5
歯科用カートリッジシリンジ	T 5 4 2 1
歯科用回転器具－試験方法	T 5 5 0 2
歯科用回転器具－ダイヤモンド研削器具－第2部：ディスク	T 5 5 0 5－2
歯科用回転器具－ダイヤモンド研削器具－第3部：粒度，呼び及びカラーコード	T 5 5 0 5－3
歯科患者用いす	T 5 6 0 2
歯科用ユニット－一般要求事項及び試験方法	T 5 7 0 1
歯科－パワードスケーラ	T 5 9 1 3
歯科用水銀及びアマルガム用合金	T 6 1 2 7
歯科用金属材料のレーザ溶接	T 6 1 2 8
歯科用注射針	T 6 1 3 0
義歯床用レジン	T 6 5 0 1
歯科用パラフィンワックス	T 6 5 0 2
歯科用キャストイングワックス	T 6 5 0 3
歯科用セラミック材料	T 6 5 2 6
歯科矯正床用レジン	T 6 5 2 8
歯列矯正用ブラケット及びチューブ	T 6 5 3 2
歯科用インプラントシステムの技術文書	T 6 5 4 1
歯面漂白材	T 6 5 4 2
歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント及び酸化亜鉛非ユージノールセメント	T 6 6 1 0
医用加湿器－加湿システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 7 2 0 7
眼光学機器－細隙灯顕微鏡	T 7 3 1 6
医療用小形酸化エチレングス滅菌器	T 7 3 2 5
医療用洗浄滅菌器	T 7 3 2 9
屈折補正用眼鏡レンズの基本的要求事項	T 7 3 3 1
屈折補正用眼鏡レンズの透過率の仕様及び試験方法	T 7 3 3 3
手術用顕微鏡－第1部：要求事項及びその試験方法	T 1 0 9 3 6－1
手術用顕微鏡－第2部：眼の手術に使用する手術用顕微鏡からの光ハザード	T 1 0 9 3 6－2
医療機器の滅菌－微生物学的方法－第1部：製品上の微生物群の測定方法	T 1 1 7 3 7－1

医療機器の滅菌－微生物学的方法－第2部：滅菌プロセスの定義，バリデーション及び維持において実施する無菌性の試験	T 1 1 7 3 7 - 2
眼光学機器－基本的要求事項及びその試験方法－第2部：光ハザードからの保護	T 1 5 0 0 4 - 2